

令和8年度茨城県農地中間管理事業評価委員会における意見書

令和8年6月16日に開催された標記委員会において、茨城県農地中間管理事業の令和7年度の実績及び今後の推進方策等に係る聴取を行い委員相互で協議し下記のとおり意見を取りまとめたので、茨城県農地中間管理事業評価委員会設置・運営要領第7条第2項に基づき提出します。今後の事業推進にあたっては、意見に十分留意され事業の推進が図られますようお願いいたします。

記

1 機構の運営体制の再構築の検討について

制度の改正による新たな利用権設定や期間満了を迎えた更新手続きなど業務量が増えた中で、機構の運営を現在の体制で円滑に進めていることは評価できるが、今後も業務量の増加が見込まれる中で機構の体制や、市町村など関係機関の担当者の育成に課題があると思われることから、この点を考慮したうえで事業を推進してもらいたい。

2 大規模な受け手の突然の撤退に対する対応について

農地の集積・集約を進めた結果、農業経営体の大規模化が進み生産性の向上が図られている。一方、破産等による営農を継続できないリスクもあり、現にそのような事案も散見されている。大規模な受け手の撤退は地域の農業に大きな影響を与えることから、特に、大規模な経営体の参入に当たっては、参入時の計画を事前に確認する。などルールを明確にしておくことが、一つの方向性として考えられる。

このことから、中間での業態管理、発生後の対応策を検討してリスクの軽減を図ってもらいたい。

3 賃料精算業務の負担軽減策の検討について

賃料精算の方法として物納や変動制による金納での契約が非常に多い状況で、大量の賃料の条件変更、期間満了後の未更新農地の発生等が課題となっている。

これまでの慣習によるものだけでなく、どこに実利的なメリットを感じ物納や変動制金納による賃料精算を選択しているのか、その要因を把握・分析し、地域計画の協議の場での話し合いや基盤整備事業の実施時において金納へ誘導する仕組みなど、今後の賃料精算業務の削減の方向性を検討してもらいたい。

4 農地中間管理事業に係る添付書類の省略等による負担軽減策の検討について

業務量の増加に伴い、これまでも必要な書類の省略や手続きの平準化等により事務の効率化を進めていることは承知しているが、受け手等の負担軽減のためWEBサイトやデジタルを活用した手続きの実現可能性を含め効率化、省力化など更なる負担軽減策を検討してもらいたい。